

1.事業活動の概況

〔経済情勢と業界動向〕

2020年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により欧米をはじめ多くの国で4～6月期に大幅に落ち込んだものの、各国の大規模な財政政策や強力な金融緩和に支えられ、総じて持ち直しに向かいました。一方、強硬な制限措置により早期に新型コロナウイルス感染症拡大を抑制した中国については、先んじて4～6月期にプラス成長に転じました。日本経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた4月の緊急事態宣言の発令に伴う休業要請や外出自粛要請などにより大幅に悪化しましたが、宣言解除後は経済活動が徐々に再開するなか、いち早く回復に向かった中国向けの輸出の増加や、夏に開始した Go To キャンペーンなどの需要喚起策により、持ち直しの動きとなりました。冬にかけて新型コロナウイルス感染症が再拡大し、1月に緊急事態宣言が再発令されたことは、再び内需の下押し要因となりましたが、堅調な海外需要を支えに回復基調を維持しました。

金融政策については、主要中央銀行は企業の資金繰りを支援するため、緊急資金供給措置や量的緩和政策の拡大などの政策を打ち出し、強力な金融緩和を推進しました。また、FRB（米連邦準備理事会）が8月に平均インフレ目標を導入しゼロ金利政策の長期化を示唆するなど、総じて長期にわたって緩和的な政策スタンスを継続する姿勢を示しました。

金融資本市場については、主要中央銀行による強力な金融緩和により世界的に長期金利が低位で推移するなか、大規模な財政政策などを背景に株価は大幅に上昇しました。長期金利の指標となる10年国債利回りは、概ね日本銀行のイールドカーブ・コントロールの金利誘導目標である0%程度で推移したものの、年度終盤にかけては米国の大規模な追加経済対策による景気加速期待の高まりなどを背景に米国長期金利が上昇傾向となったことから、国内金利にも上昇圧力がかかり、0.120%で期末を迎えました。株価については、新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が停滞するなか4月上旬に日経平均株価で18,000円を割り込みましたが、5月の緊急事態宣言の解除以降は大規模な財政政策などを背景とした経済や企業業績の大幅な改善などを受けて、30年ぶりに3万円台をつけるなど、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準を大きく超えて上昇し、前年度末を約1万2百円上回る29,178円で期末を迎えました。為替レートについては、FRBによる積極的な金融緩和などを背景に円高・ドル安傾向で推移

しましたが、期末にかけて日米金利差の拡大などによりドルが強含み、前年度末比約2円の円安となる110円台となりました。

生命保険業界においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や顧客保護の観点から、保険契約者との対面による手続きが困難な場合であっても保険契約の円滑な継続等に支障を来さないよう、各社において保険料払込猶予期間の延長措置や、新型コロナウイルス感染症に係る保険約款の解釈・適用において柔軟な対応と商品上の必要な措置が講じられました。また、非対面手続きの拡大対応として、WEBを活用したオンライン面談ツールや契約申込制度等の導入を進める動きも見られました。

6月には、金融庁より国内における経済価値ベースのソルベンシー規制の在り方についての議論をまとめた「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書が公表されました。報告書では、中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに 대응していくための規制・競争環境を整えるためには、ESR（経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率）に基づくソルベンシー規制にできる限り早期に移行することが必要であるとの認識のもと、2025年4月導入を念頭に置いた着実な検討を進めていくと提言されております。

8月には、金融庁より令和2事務年度金融行政方針「コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く」が公表されました。保険会社においては、健全かつ持続可能なビジネスモデルの構築に向け各社と対話を行っていくことや、顧客本位の業務運営のさらなる推進、自然災害の多発・激甚化や感染症の拡大といった新たなリスクへの対応等の課題認識が示されました。また、生命保険協会は「顧客本位の業務運営」のさらなる高度化に向けた取組みとして、10月に、現行の業界共通教育制度に「外貨建保険販売資格試験」を追加創設しました。12月には、営業職員チャネルにおけるコンプライアンス・リスク管理に関する態勢等についてアンケートを実施しました。

2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、「経済と環境の好循環」を作り出すため、金融庁は12月に「サステナブルファイナンス有識者会議」を設置し、成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業の取組みに活用されるよう議論しております。

〔事業の経過〕

こうした経営環境のもと、当社では、経営理念である『ご契約者の利益擁護』『社会への貢献』及び『働く職員の自己実現』に基づき、役職員一人ひとりが「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら当社ならではのサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」をあらゆる発想や行動の原点とする『お客さま基点』の業務運営方針のもと、経営及び業務遂行に努めました。

また、「お客さま基点」を実践しうる人材育成への取組みとして、「人づくり基本方針」のもと、「自発」「独創」「利他」の3要件を備える人材の育成に注力しております。

加えて、超低金利環境が長期化するなか、お客さまのニーズの変化を捉えた商品開発・販売、資産運用の高度化及びERM(統合的リスク管理)の推進に引き続き取り組んでおります。

① 新型コロナウイルス感染症への対応

当社では、新型コロナウイルス感染症への対応において、「お客さまおよび職員をはじめとする人の命を最優先に考えること」及び「われわれの事業活動により感染者が増えていくことは絶対に回避すること」を基本方針として、対策本部の設置及び適時適切な対策を検討・実施しました。

募集活動については、4月より新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、新規の保険募集において対面による活動を制限し、非対面のアフターサービスを中心とした活動を行いました。

9月以降、保険募集にWEBを活用したオンライン面談を導入するなど、非対面活動の取組みを強化しました。学資保険と個人年金保険を対象として行っていた、オンライン面談と郵送手続の組み合わせによる「非対面募集」については、12月より主力商品に拡大しました。3月には募集資料等の電子的送付システムを導入し、お客さまのPCやスマートフォンで資料をご確認いただけるようになりました。引き続き、対面と非対面の効果的な組み合わせを通じて、お客さまのご要望に柔軟にお応えしてまいります。

また、販売中の医療保険において、新型コロナウイルス感染症等に対する入院見舞給付金の支払額が従来の2倍となる「感染症サポートプラス」の取扱いを12月に開始しました。

お客さまサービスについても、電話や郵送による非対面のアフターサービス活動を強化し、新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いの案内など、きめ細やかな情報提供により、お客さまの不安解消につながるよう努めました。具体的には、保険金・給付金並びに契約者貸付等の手続きの簡略化、保険料払込猶予期間の延長及び新規契約者貸付に対する特別取扱を実施しました。保険金・給付金のお支払いについては、災害割増保険金等の支払対象に新型コロナウイルス感染症を追加したほか、新型コロナウイルス感染症に罹患し医療機関の満床等により臨時施設や自宅等で療養された場合でも入院給付金をお支払いするなどの対応を行いました。また1月には、緊急事態宣言の再発令を踏まえ、対象地域のご契約で保険料のお払込みが困難なお客さまに対し、お申出により新たに保険料払込猶予期間の延長(最長6ヵ月間)を実施しました。

併せてフコク生命グループでは、新型コロナウイルス感染症の対応に尽力されている医療機関及び医療従事者の方々への支援を目的として寄付を行いました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により不安を抱えるお客さまに寄り添った対応に努めてまいります。

② 入院初期給付金の追加支払対応

医療保険にご加入のお客さまにお支払いすべき給付金のうち、入院初期給付金の一部のお支払いがなされていなかった事象につきましては、これまでの調査により、追加支払の対象となる契約数は3,103件、追加の支払金額の総額は約1億7千万円となりました。該当されましたお客さまに対しては、ご案内をお送りし、追加支払を進めており、当期末時点で3,028件まで追加支払が完了しました。引き続きお支払いを進めていくとともに、今後、同様の事象が発生しないよう努めてまいります。

③ 100周年プロジェクト

2023年11月に創業100周年を迎える当社は、100周年に向けたフコク生命像である「THE MUTUAL」(ザ・ミューチュアル)というコンセプトのもと、100周年プロジェクトに取り組んでおります。「THE MUTUAL」とは、共感・つながり・支えあいをベースとした次の100年に向け進化する次代の“相互扶助”のことです。そして、当社に関わるすべての人のつながりを深め支えあ

う、真の“相互扶助”を体現する組織を目指す決意でもあります。

この「THE MUTUAL」体現の推進エンジンとして分科会活動を行っております。「NEXT100」の名称のもと、12のテーマで活動を展開しております。テーマの1つに、当社の職員が全国各地の「THE MUTUAL」を探し出し、発信していく「FIND THE MUTUAL」という活動があります。2020年度は広島支社、千葉支社、前橋支社、函館支社で実施し、各地域での交流を通じて「THE MUTUAL」への想いを新たにしました。7月には「THE MUTUAL」のロゴの入ったポロシャツを制作しました。全国のお客さまアドバイザーがポロシャツを着用することにより、「THE MUTUAL」の意味を改めて理解し、自らの言葉でお客さまにお伝えしてまいりました。9月には、当社とお客さまをつなぐ“場”（SQUARE）として、YouTubeチャンネル「THE MUTUAL SQUARE」を開設し、当社の取組みや想いなどを動画で配信しております。また、11月には「すまいる・ぎゃらりー」（全国の特別支援学校生徒の美術作品を内幸町本社ビル地下2階に展示する企画）の作品をエコバッグ等のデザインとして活用し、子どもたちと社会がつながるお手伝いをさせていただき「THE MUTUAL Art for children」を開始しました。エコバッグの推進はプラスチック削減への貢献でもあり、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組みの1つです。

100周年に向けて、当社が脈々と受け継いできた“相互扶助”の過去、現在、そして次代の“相互扶助”である「THE MUTUAL」を発信し、100周年を迎えたとき、当社に関わるすべての人と共感しあえる会社となることを目指してまいります。

④ 中期経営計画

当社は、2019年度から2021年度にかけて中期経営計画に取り組んでおります。

前中期経営計画より引き続き「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」をビジョンとし、このビジョンに近づくために「持続的成長のための好循環」、すなわち従業員満足度の向上がお客さま満足度の向上につながる好循環を作り上げることを主要なテーマの1つとしております。もう1つのテーマとして、10年後のありたい姿である「お客さま満足度No.1の生保会社となる」という長期経営ビジョンの実現に向け、①人口動態の変化に対応した国内市場における持続可能

なビジネスモデルの構築、②他社（異業種）との連携・協業による差別化された商品・サービスの提供、③Face to Faceを引き続き行っていくためのIT投資の3つの具体的課題に取り組んでおります。

この2つの主要なテーマを踏まえて、本社各部門ではアクションプランを策定し、それぞれ実行しております。各支社ではお客さまアドバイザーと支社スタッフで構成される「支社中計委員会」において、「お客さま満足度の向上」に取り組んでおります。

本中期経営計画がスタートして2年が経過し、重点取組課題である「従業員満足度の向上」については、職員意識調査における質問項目の多くにおいて回答結果が上昇傾向にあり、様々な取組みの成果が満足度の向上に繋がってきております。また、「長期経営ビジョンの実現」に向けた取組みにおいては、ITを活用したお客さまとのコミュニケーションの実現等、新型コロナウイルス感染症拡大への対応により、想定以上に進捗したアクションプランもありました。

併せて、「お客さま基点」を価値観として行動できるように「気づき」や「自覚」を促すことを目的として、全職員を対象に、部門毎にディスカッションを中心とした研修「お客さま基点活動」を実施しております。「お客さま基点」を価値観として行動できる人材を育成することが、結果としてお客さま満足度の向上につながっていくとの認識のもと、継続して実施しております。

⑤ 『「お客さま基点」の業務運営方針』の取組み

（方針1）「お客さま基点」の浸透・実践

役職員が日常業務に取り組む姿勢や態度を表した行動原則「私たちのお客さま基点」のもと、「お客さま基点」の浸透・実践に取り組んでおります。

「お客さま基点」を最も大切にしなければならないあらゆる企業活動の「原点」としている当社において、最上位の方針と位置づける『「お客さま基点」の業務運営方針』については、毎年振り返りを行っており、6月に取組結果を公表し、社内にも周知徹底を行っております。「お客さま基点」の業務運営の評価指標（KPI）として、中期経営計画の確認指標であるご契約者アンケートの「他者加入推奨意向」を準用しております。本年度に実施した調査では、過去最高であった前年調査よりも若干低下しましたが、中期経営計画スタート時より改善しております。

(方針2)お客さまの「声」を経営改善に活かす取組み

お客さまの「声」や社会からの要請を経営に活かしていくことにより、「お客さま基点」での最優のサービスを提供し、お客さまのさらなる満足と信頼につながる活動に取り組んでおります。2020年度に実施した取組みは次の通りです。

6月より耳や言葉の不自由なお客さまに対して、少しでもお客さまの不安の解消につながるよう、手話通訳・筆談によるビデオ通話サービスを導入しました。

加えて、目の不自由なお客さまに対しては、契約内容に関する書面や各種手続に関する書面を点字に翻訳するサービスを併せて導入しました。

3月より給付金請求において、一定の条件を満たした場合に領収証・診療明細書による診断書の代用や提出書類の一部省略など、お客さまの負担軽減や利便性の向上を図ることを目的として「給付金請求書類取扱基準」を改定いたしました。

(方針3)お客さまのニーズに対応した責任ある最適な保険商品・サービスの提供

主契約がなく、特約同士の自由な組み合わせにより保障内容を構築できる主力商品「未来のとびら」を中心に、お客さま一人ひとりのニーズにあわせて必要な保障を必要な分だけ確保できるように柔軟性の高い商品体系の構築を進めております。

4月には、「未来のとびら」に付加できる新たな特約として、「はたらくささえプラス」(就業不能保障特約(2020))を発売しました。2011年から販売している従来の「就業不能保障特約」をバージョンアップし、給付対象となる就業不能状態の継続期間を従来よりも短縮する一方、長期の就業不能状態に対しては年金の支払期間を拡大することで、いち早く、より長く就業不能時の家計を支えることを可能としました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続くなか、12月には「医療大臣プレミアエイト」において「感染症サポートプラス」の取扱いを開始しました。これは、新型コロナウイルス感染症等を原因として入院した場合にお支払いする入院見舞給付金を従来の2倍とするもので、支払いの対象となる入院を2022年1月31日までの期間に限定することにより、保険料を変えずに既契約のお客さまに対しても保障の拡大を可能としました。

商品のご提案にあたっては、携帯情報端末「Plan

Do」を活用したFace to Faceによるきめ細やかなコンサルティングセールスを実践しております。「Plan Do」に搭載した提案ツール「ライフコンパス」により、公的保障金額に基づく資産形成や必要保障額のシミュレーションを行いながら、お客さまの状況に即した最適なプランを設計・提案するよう努めております。

また、10月にリニューアルした子育て世帯向け会員制度「フコク赤ちゃん&キッズクラブ」では、「出産や育児に対する不安を少しでもやわらげてもらいたい」という主旨に則り「小児科オンライン」等のサービスを提供し、子育て世帯の支援に努めております。

企業保険分野においても、企業の福利厚生制度に関するコンサルティングを実施し、お客さまの多様なニーズに応じた商品・サービスの提案を行っております。また、お客さまへの一層のサービス向上や福利厚生制度の充実を図るため、専門家による電話での健康相談やメンタルヘルス相談などが利用できる「フコク生命あんしん健康相談ダイヤル」の提供、7月には「ホームヘルパー協定」の紹介を通じて「仕事」と「介護や家事」の両立を支援するサービスも開始しました。

(方針4)お客さまへの情報提供の充実

商品パンフレットのほか、保険商品に関連する死亡・疾病罹患データなどの情報をご覧いただく資料「データNAVI」や「がん基礎知識と解説」などの冊子を適宜ご提供しております。必要保障額をシミュレーションできる「ライフコンパス」においては、ダイジェスト(簡易)版の帳票の見直しや、配偶者のシミュレーション機能などを追加しました。

4月の「はたらくささえプラス」発売にあたっては、会社員や自営業などの職業別に就業不能リスクを明確にしたアプローチチラシなどを作成し、7月には「未来のとびら」の女性向け専用パンフレットを作成しました。商品内容を分かりやすく伝えるだけでなく、様々なライフスタイルに応じたモデルプランをご案内することで、より自分に合ったプランを選択いただけるようにしました。

3月には、これら商品パンフレットや各種データ資料・保険設計書などを電子的に送付するシステムを導入し、今まで手渡しや郵送により提供していた資料をお客さまのPCやスマートフォンで閲覧できるようになりました。またデジタルギフトを贈ることができる電子メールツールも導入しており、今後も非対面での情

報提供を充実させてまいります。

ホームページ上での情報提供にも注力しており、「はたらくささえプラス」の発売にあわせて、働けなくなったときに不足する収入金額のシミュレーションができるキャンペーンサイトを設置しました。10月にはライフスタイルに応じた特約をシミュレーションできる「未来のとびら特設サイト」を開設し、動画による商品説明や実際に加入されたお客さまの声を紹介するコンテンツを充実させております。身近な“お金”に関する情報をお届けするWEBメディア「47Life(よんななライフ)」も開設しており、今後もホームページを活用したお客さまへの情報提供の充実に努めてまいります。

(方針5)お客さまの立場にたったアフターサービスの充実

ご加入から保険金・給付金のお支払いに至るまで、あらゆるお客さまとの接点において、「お客さま基点」のもと、さらなるご安心につながるよう取り組んでおります。

また、ホームページにおいて、非営業日や時間外でのお客さまサポートを目的に導入したチャットボット(自動会話プログラム)の利用状況をAIにより分析し、その結果を基に「よくあるご質問(FAQ)」を継続的に充実させることで、利便性を高めました。

また、12月より取扱いを開始した「感染症サポートプラス」が適用可能な既契約者と重点的にコンタクトをとり、本取扱いに関する案内活動を行ってまいりました。加えて、災害発生時や転居などで通知物が届けられない場合の連絡手段を確保する必要性があることから、通信先登録電話番号が固定電話の加入者には携帯電話番号の登録を推進してまいりました。

(方針6)お客さまの利益を最優先とした資産運用の実践

世界的に長期金利が低位で推移するなか、安定した収益性を維持するため、自己資本の充実度に応じたリスク・テイクを推進する方針のもと、安定した配当が見込める内外の株式や相対的に利回りの高い外貨建社債を積み増しました。併せて、デリバティブ取引により、株式に係る価格変動リスクや為替リスクの適切なコントロールに努めました。また、一定の流動性を確保しつつ収益の底上げを図るため、短期資金を取り崩して超長期国債へ振り向けました。

収益性の確保という受託者責任を果たしつつ、資産

運用を通じて経営理念の一つである「社会への貢献」を実践するための取組みも併せて推進しました。具体的には、債券投資を通じてコロナ禍における開発途上国の子どもの教育支援の重要性を発行体と投資家が共に提起する世界初の案件や、SDGsの達成に貢献しうる未公開企業を投資対象としたインパクト投資ファンドへ投資しました。また、こうした案件のほかにも、持続可能な社会の実現に貢献すべくESG投融資に積極的に取り組みました。

スチュワードシップ活動については、主要投資先企業との「目的を持った対話」において、中長期的視点から状況の把握と認識の共有を図るとともに、企業価値向上に資するべく提言を行いました。また、日本版スチュワードシップ・コードの再改訂を契機に、サステナビリティの考慮の明確化を始めとする「スチュワードシップ責任を果たすための方針」の改正や、活動に係る情報開示の拡充などにより、スチュワードシップ活動のより一層の深化及び透明性向上を図る態勢としました。

こうした取組みのほか、資産運用のさらなる差別化を図るため、ロンドン・ニューヨーク・シンガポールの海外運用3拠点の強化や、外部の資産運用会社との関係の強化を通じたグローバルな分散投資の深化に努めました。7月には資産運用会社ペンダル社(本社：シドニー)とオセアニア地域の株式運用に係る覚書を締結し、同社に豪州株式運用を委託しました。同社並びに、主に米国社債運用に係る提携先のペイデン&リゲル社(本社：ロサンゼルス)、欧州社債運用に係る覚書を締結しているミューズニッチ社(本社：ニューヨーク)へのトレーニー派遣や、各社との定期的な意見交換を通じた運用ノウハウの獲得などにより、機関投資家としての目利き力の強化に努めるとともに、資産運用の高度化を實踐しうるグローバルな視野を有する人材の育成に取り組んでおります。

資産運用収益の中心である利息及び配当金等収入については、公社債利息及び国内株式の配当金が減少したものの、内外の株価上昇を受け株式ファンドの配当金が増加したことや、為替が円安に振れ外貨建資産の利息及び配当金を押し上げたことなどから、売買目的有価証券分を含む合計額で前年対比9億円増加の1,572億円と3年連続で過去最高を更新しました。資産運用収支については、株式を中心に有価証券評価損が減少したほか、特別勘定資産運用損が運用益に転じたことなどにより、同210億円増加の1,572億円となりました。

有価証券の含み益については、内外の株価上昇により株式が増加し、外国株式等が含み損から含み益に転じたことなどから、前年対比1,968億円増加の8,558億円となりました。また、土地の含み益は、同52億円減少の1,481億円となりました。

(方針7)利益相反の適切な管理

「利益相反管理のための基本方針」及び「利益相反管理規程」を定め、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引について適切な管理を行っております。

投資先企業に対する議決権の行使を含むスチュワードシップ活動については、より厳格な利益相反管理が必要との認識のもと、「スチュワードシップ責任を果たすにあたり管理すべき利益相反についての方針」を別途定め、お客さまの利益を第一として行動しております。

お客さまからの信頼や安心感をより確保することが求められているなか、利益相反管理の実効性や透明性を確保するよう引き続き努めてまいります。

(方針8)「お客さま基点」を実践できる人づくり

創業に込められた「ご契約者本位」という想いを感じ取り、この想いが脈々と受け継がれ、現在の「お客さま基点」という価値観につながっていることを意識し行動できるよう、2020年度においても研修などのさまざまな機会を活用し、創業理念・経営理念のさらなる浸透に努めました。併せて、社長自らが「お客さま基点」への想いを語り、「あらためて、今の自分ができるお客さま基点の行動とは何か」を参加者に考えてもらう場として、「車座ミーティング」を2011年度より継続実施しており、累計での開催回数は296回となりました。

さらに、お客さまのご意向を踏まえたコンサルティングのさらなる実践に向け、ファイナンシャル・プランナー資格の取得推進を行うなど、Face to Faceの対面販売を担うお客さまアドバイザーの育成に注力しました。

また、お客さま基点を実現するうえでは、職員が生き生きと働きがいをもって自己実現ができる会社である必要があるとの考えのもと、女性活躍をはじめとし、多様な人材が活躍できるようダイバーシティ（多様性）を意識した人づくりに取り組みました。

⑥ コーポレートガバナンスの推進

相互会社である当社は、コーポレートガバナンス・コードの直接の対象ではありませんが、当社のコーポレートガバナンスに対する考え方及びその充実に向けた取組みを広くご理解いただくために、「コーポレートガバナンス基本方針」及び「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成し、公表しております。

当社は、実効的かつ効率的なコーポレートガバナンスを実現するために、基本方針を踏まえて取締役会の実効性評価を行うなど、ご契約者の負託に応え、保険金や給付金等を確実にお支払いするという責務を果たしてまいります。

⑦ リスク管理態勢

リスク管理については、統合的な管理を行うリスク管理委員会と、保険引受リスク、資産運用リスク、事務リスク、システムリスク、コンプライアンス・リスク、大規模災害や情報漏えいなどのリスクに応じた管理を行う6つの下部各委員会及び主にストレステストとグループリスクに係る専門的な検討を行うリスク管理専門委員会による管理態勢のもと、自己資本、リスク及びリターンの一体的管理を推進しており、適切なリスク・テイクによる好循環の実現を目指しております。

保険引受リスク管理については、引き続き死亡・介護・医療を中心としたリスク・テイクを推進しており、VaR（予想最大損失額）に基づくリスク量が危険差益の範囲内に収まることをカテゴリー別に確認するなど、十分なリスク対応力を保持していることを定期的にモニタリングしております。

資産運用リスク管理については、引き続き自己資本の充実度状況とリスク・リターン効率を踏まえたリスク・テイクを推進しており、VaRに基づくリスク量がリスクバッファの範囲内に収まることをカテゴリー別に確認するなど、十分なリスク対応力を保持していることを定期的にモニタリングしております。

システムリスク管理については、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）主催の分野横断的演習や、金融庁主催の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall V）への参加、また全役職員を対象とした標的型メール攻撃訓練の実施などにより、サイバー攻撃への対応力の強化を図っております。

コンプライアンス・リスク管理については、2020年度より統合的リスク管理の対象として潜在的なリスクも含めた網羅的なリスクの洗い出しを行い、重要なリス

クを特定しました。その重点的な管理として、データベースを活用した保険募集における不正検知態勢の強化に向けた課題の洗い出しを行い、順次業務プロセスへの実装やシステムへの組み込みを進めております。

グループベースのリスク管理については、四半期毎にグループベースの健全性指標等を算出して、リスク管理委員会に報告する態勢としております。

当社のERMの状況については、リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）を通じて取締役会に報告しています。引き続き自己資本、リスク及びリターンの一体的管理のもと、ERMのさらなる推進に取り組んでまいります。

⑧ コンプライアンス態勢

創業理念・経営理念の浸透がコンプライアンス態勢のベースであると考え、コンプライアンスを法令の遵守とのみ理解するのではなく、生命保険業の公共性を踏まえ、広く社会からの要請に応えることが「お客さま基点」に通じるとの認識のもと、コンプライアンス態勢を整備・強化しております。

全従業員に対してコンプライアンス・プログラムに基づいた実践的な教育を継続して実施し、さらに、本社・支社・営業所の点検・指導の徹底や、各種資格取得の推進などを通して、コンプライアンス意識や知識のさらなる向上と不適正事象の防止に努めました。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関しては、3月にリスク評価書の見直しを行いました。今後、リスク低減のためのITシステム化などさらなる態勢充実に向けて取り組んでまいります。

また、反社会的勢力については、一切の関係を遮断するため取引ごとに相手方が反社会的勢力に該当しないことを確認しており、引き続き反社会的勢力との取引の未然防止を図ってまいります。

⑨ 自己資本の強化と配当還元の充実

当社は、いかなることがあっても将来にわたってご契約時に約束した保険金等をお支払いできるよう自己資本を強化しつつ、相互会社として配当還元の充実に努めております。

自己資本の強化については、内部留保の積上げを第一義とし、適時、外部調達を行うことを基本方針としております。当期においては、12月に劣後特約付社債を500億円発行するとともに、危険準備金148億円及び価

格変動準備金500億円の積増しを行いました。健全性指標については、これらの外部調達と内部留保の積上げに加え、有価証券含み益が増加したことから、保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は1,261.6%、時価ベースの実質的な自己資本である実質資産負債差額が1兆9,492億円となり、十分な水準を確保しております。また、保険金支払能力については、格付投資情報センターより「AA-」（格付けの方向性/安定的）、スタンダード&プアーズより「A」（アウトルック/安定的）、ムーディーズより「A2」（格付けの見通し/安定的）の格付けを取得しております。

配当還元の充実については、ご契約者懇談会等でのご意見をふまえて入院給付金のお支払いがなかった医療保険契約に対する健康配当や長期にわたって継続された死亡保障契約及び医療保険契約に対する満期時の長期継続特別配当を実施するなど、実質的な保険料負担の軽減を図ってまいりました。2020年度決算においては、これらの配当を継続するとともに、危険差益への貢献が大きい特約組立型総合保険の死亡保障性特約について増配する案としております。現在販売中の死亡保障性特約については、発売から間もないこともあり配当をお支払いしておりませんでした。危険差益が安定的に得られていることから今回の増配の対象に含めて配当をお支払いする案としております。また、現在販売中の入院見舞給付特約が付加された医療保険については、12月より新型コロナウイルス感染時の保障を拡大しましたが、本取扱の対象外の医療保険については、保障の拡大に代えて増配によって対応させていただく案としております。これらにより個人保険分野の増配は9年連続となります。また、団体年金保険についても、株価の上昇などをうけて増配するとともに、新団体医療保険については、企業の健康経営活動を支援するため、健康経営優良法人に認定された団体に対して健康経営配当を新設する案としております。

今後とも強固な財務基盤を維持しながら、配当還元の充実を通じてお客さまの配当に対するご期待に応えてまいります。

【会社に対処すべき課題】

当社は、「ご契約者本位」という想いのもと、相互会社として創業されました。この想いは、創業以来変わらぬ経営理念である「ご契約者の利益擁護」、そして価値観である「お客さま基点」に引き継がれております。2023

年に創業100周年を迎えるにあたり、企業活動本来の目的を見失うことなく、改めて経営理念の徹底を図り、真摯にその具現化に取り組んでまいります。併せて、100周年に向けたフコク生命像である「THE MUTUAL」を探究し、引き続き発信してまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、物理的な距離の確保が求められるなど日常生活が制限されることで、改めて人と人が触れ合う対面の安心感に気づかされます。万全な感染防止対策が前提となりますが、このような状況だからこそ、お客さまアドバイザーが地域に密着してFace to Faceの活動をしていくことの重要性が増しております。当社では、この活動を通じて、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながらサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」を徹底し実践していくことが、結果として最大の差別化につながるものと考えております。そのためには、お客さまアドバイザーの育成を重視し組織力を強化していくことが課題のひとつであると認識しております。新型コロナウイルスのような未知の感染症への対応においても、Face to Faceの活動とIT活用の両立に取り組んでおります。対面と非対面を適切に組み合わせることで、お客さまのご要望に柔軟にお応えできるよう努めてまいります。

社会・経済環境が大きく変化するなかで、当社が持続的に成長していくためには、これまでどおり経営の健全性を確保していくことが不可欠です。特に、超低金利環境の継続や、先の見えない新型コロナウイルス感染症の拡大は、保険販売面及び資産運用面での大きな課題であると認識しております。こうした認識のもと、当社はレジリエンス（回復力）の強化を重要テーマとして「自己資本、リスク及びリターンの一体的管理」をさらに推進させ、内部留保の積上げと外部からの資本調達で築いた強固な自己資本を背景に、商品開発及び資産運用の両面で適切なリスク・テイクを行い、それによる利益の確保と自己資本の充実によってリスク・テイクがさらに促進される、そのような好循環の実現を引き続き目指してまいります。本取組を通じて、着実に成長をし続けながら、お客さまに配当金を安定的にお支払いできると考えております。

当社は、保険会社として「いかなることがあっても保険金等を確実にお支払いすること」が最も重要な責務であると考えるとともに、相互会社として「配当還元」のさらなる充実を通じて、お客さまの実質的な保険料負

担の軽減を図ること」が使命であると考えております。この保険会社としての責務と相互会社としての使命を果たしていくために、当社はお客さまの利益を守ることを考え、過度な成長ではなく、お客さまを守るための成長を追求してまいりました。こうした企業としての在り方が、信頼へとつながり、お客さまに安心していただくことができるものと考えております。生命保険とはお客さまの一生にわたる、さらには世代を超える約束であり、終わりのない仕事です。相互扶助の精神のもと、お客さまにしっかりと寄り添い、未来永劫お客さまとの約束を守ってまいります。

2.決算業績の概況

【契約概況】

2020年度末保有契約高は、個人保険は22兆4,018億円（前年度末比0.1%減）、個人年金保険は2兆3,624億円（前年度末比3.8%減）、団体保険は17兆5,362億円（前年度末比0.4%減）、団体年金保険は責任準備金で2兆2,610億円（前年度末比1.2%増）となりました。

【収支概況】

経常収益では、保険料等収入は団体年金保険の保険料が減少したことにより4,850億円（前年対比9.1%減）となりました。また、資産運用収益は2,066億円（前年対比6.0%増）となり、そのうち利息及び配当金等収入は1,555億円（前年対比1.4%増）となりました。

経常費用では、保険金等支払金は4,154億円（前年対比5.4%減）、責任準備金等繰入額は345億円（前年対比57.6%減）、資産運用費用は494億円（前年対比16.0%減）、事業費は915億円（前年対比0.5%減）となりました。

この結果、経常利益は881億円（前年対比80.2%増）となりました。

経常利益に、特別利益及び価格変動準備金繰入額500億円などの特別損失を加減し、さらに法人税等合計を7億円計上した結果、当期純剰余は354億円（前年対比3.9%増）となりました。これに前期繰越剰余金などを加えて当期末処分剰余金は591億円（前年対比2.1

%増）となりました。

剰余金処分においては、社員配当準備金327億円、基金償却準備金24億円などをあわせて353億円を処分し、残額237億円を次期へ繰り越しました。

また、保険本業の収益力を示す指標の一つである基礎利益は843億円（前年対比1.1%増）となりました。

【資産・負債等の概況】

当期末の総資産は3,670億円増加し、7兆1,579億円（前年度末比5.4%増）となりました。

このうち、有価証券は5兆9,547億円（前年度末比11.4%増）となり、貸付金は5,680億円（前年度末比0.5%増）となりました。

負債の部では、責任準備金は345億円増加し、5兆7,295億円（前年度末比0.6%増）となりました。このうち、追加責任準備金については286億円を戻し入れ、750億円（前年度末比27.6%減）となり、危険準備金については148億円を積み増し、2,298億円（前年度末比6.9%増）となりました。社債は劣後特約付社債500億円の発行により、2,419億円（前年度末比26.1%増）となりました。価格変動準備金は500億円を積み増し、1,727億円（前年度末比40.8%増）となりました。

純資産の部は、7,173億円（前年度末比32.8%増）となりました。

事業成績および財産の状況の推移

（単位：億円）

区 分		2019年度	2020年度
年度末契約高	個人保険	224,295	224,018
	個人年金保険	24,560	23,624
	団体保険	176,052	175,362
	団体年金保険	22,334	22,610
	その他の保険	367	371
	保険料等収入	5,335	4,850
	資産運用収益	1,950	2,066
	保険金等支払金	4,391	4,154
	資産運用費用	588	494
	経常利益	488	881
	当期純剰余	341	354
	社員配当準備金繰入額	315	327
	総資産	67,908	71,579
	責任準備金	56,949	57,295
	負債の部合計	62,508	64,406
	純資産の部合計	5,400	7,173

- （注）1. 個人年金保険の年度末契約高については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額を合計したものです。
 2. 団体年金保険の年度末契約高については、責任準備金の金額です。
 3. その他の保険の年度末契約高については、財形保険・財形年金保険・団体医療保障保険・団体就業不能保障保険・受再保険の契約高を合計したものです。

3.資産運用の概況

2020年度の資産の運用状況

①運用環境

2020年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により欧米をはじめ多くの国で4～6月期に大幅に落ち込んだものの、各国の大規模な財政政策や強力な金融緩和に支えられ、総じて持ち直しに向かいました。一方、強硬な制限措置により早期に新型コロナウイルス感染症拡大を抑制した中国については、先んじて4～6月期にプラス成長に転じました。日本経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた4月の緊急事態宣言の発出に伴う休業要請や外出自粛要請などにより大幅に悪化しましたが、宣言解除後は経済活動が徐々に再開するなか、いち早く回復に向かった中国向けの輸出の増加や、夏に開始したGo Toキャンペーンなどの需要喚起策により、持ち直しの動きとなりました。冬にかけて新型コロナウイルス感染症が再拡大し、1月に緊急事態宣言が再発出されたことは、再び内需の下押し要因となりましたが、堅調な海外需要を支えに回復基調を維持しました。

金融政策については、主要中央銀行は企業の資金繰りを支援するため、緊急資金供給措置や量的緩和政策の拡大などの政策を打ち出し、強力な金融緩和を推進しました。また、FRB（米連邦準備理事会）が8月に平均インフレ目標を導入しゼロ金利政策の長期化を示唆するなど、総じて長期にわたって緩和的な政策スタンスを継続する姿勢を示しました。

金融資本市場については、主要中央銀行による強力な金融緩和により世界的に長期金利が低位で推移するなか、大規模な財政政策などを背景に株価は大幅に上昇しました。

- ・債券市場では、長期金利の指標となる10年国債利回りは、概ね日本銀行のイールドカーブ・コントロールの金利誘導目標である0%程度で推移したものの、年度終盤にかけては米国の大規模な追加経済対策による景気加速期待の高まりなどを背景に米国長期金利が上昇傾向となったことから、国内金利にも上昇圧力がかかり、0.120%で期末を迎えました。
- ・株式市場では、新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が停滞するなか4月上旬に日経平均株価で18,000円を割り込みましたが、5月の緊急事態宣言の解除以降は大規模な財政政策などを背景とした経済や企業業績の大幅な改善などを受けて、30年ぶりに3万円台をつけるなど、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準を大きく超えて上昇し、前年度末を約10,200円上回る29,178円で期末を迎えました。
- ・為替市場では、円/ドルは、FRBによる積極的な金融緩和などを背景に円高・ドル安傾向で推移しましたが、期末にかけて日米金利差の拡大などによりドルが強含み、前年度末比約2円の円安となる110円台となりました。円/ユーロは、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン開発やEU（欧州連合）復興基金の創設合意による欧州景気の回復期待を背景にユーロが上昇し、前年度末比約10円の円安・ユーロ高となる130円近辺で期末を迎えました。

・欧米の債券市場では、期初は0.6%台であった米国の10年国債利回りは、FRBがゼロ金利政策、量的緩和政策を継続するなか低位で推移していましたが、年度終盤にかけて米国の大規模な追加経済対策による景気加速期待の高まりなどを背景に上昇傾向となり、期末は1.7%台となりました。欧州の長期金利の指標となるドイツの10年国債利回りについては、ECB（欧州中央銀行）が資産買入れプログラムの増額や買入れペースの加速により金融緩和を強化するなか低位での推移が続き、期末はマイナス0.3%程度となりました。

②当社の運用方針

当社では、『ご契約者の利益擁護』のため、生命保険という商品の負債特性を踏まえながら、安全かつ有利の原則に従い、将来にわたって高水準の運用収益を確保していくことを資産運用の基本方針としています。

この方針のもと、時代の変化に即応できるポートフォリオを構築すべく、資産の流動性を確保しつつ、中長期的な視点から資金を配分しています。具体的には、ALM（資産・負債の総合管理）の観点から、公社債・貸付などの円金利資産を柱としつつ、それを補完し、収益性の向上を図るため、許容されるリスクの範囲内で外国証券や株式、不動産といった資産への分散投資を行っています。超低金利環境が長期化するなかでも安定した収益性を維持するため、自己資本の充実度を踏まえ、よりリスク・リターン効率に優れた投資を実践するよう努めています。

また、2020年7月に資産運用会社ペンダル社（本社：豪シドニー）とオセアニア地域の株式運用に係る覚書を締結し、同社並びに主に米国社債運用に係る提携先であるペイデン&リゲル社（本社：米ロサンゼルス）、欧州社債運用に係る覚書を締結しているミュージニッチ社（本社：米ニューヨーク）など外部の資産運用会社の活用や、ロンドン・ニューヨーク・シンガポールの海外運用三拠点によるグローバルな分散投資の深化、PRI（責任投資原則）署名機関としてのESG投融資の拡充などを通じて、資産運用の高度化を図っています。

③運用実績の概況

2020年度末の一般勘定資産は、3,467億円増加の7兆529億円（前年対比5.2%増）となりました。

公社債については、一定の流動性を確保しつつ収益の底上げを図るため、短期資金を取り崩して超長期国債へ振り向けたほか、相対的に利回りの高い社債を積み増したことから、1,017億円増加の2兆7,794億円（前年対比3.8%増）となりました。株式については、安定した配当が見込める銘柄を選別し、リスクを適切にコントロールしつつ積み増したことに加え、株価上昇により評価差額が増加したことなどから、1,748億円増加の7,868億円（同28.6%増）となりました。外国証券については、外国社債を為替ヘッジ付きで積み増したほか、ペンダル社への豪州株式運用の一部の委託や、海外の株価上昇による評価差額の増加などにより、

2,701億円増加の2兆1,280億円(同14.5%増)となりました。不動産については、中長期にわたり安定した賃料収入が見込める物件へ投資したことなどから、242億円増加の2,395億円(同11.3%増)となりました。

資産運用関係収益は、内外の公社債の有価証券売却益が減少したことなどから、76億円減少の1,873億円(前年対比3.9%減)となりました。このうち、利息及び配当金等収入は、公社債利息及び株式の配当金が減少したものの、内外の株価上昇を受け株式ファンドの分配金が増加したことや、為替が円安に振れ外貨建資産の利息及び配当金を押し上げたことなどから、売買目的有価証券分を含む合計額で9億円増加の1,572億円(同0.6%増)と3年連続で過去最高を更新しました。

資産運用関係費用は、株式を中心に有価証券評価損が減少したことなどから、54億円減少の494億円(前年対比10.0%減)となりました。

その結果、資産運用関係収支は22億円減少の1,378億円(前年対比1.6%減)となりました。

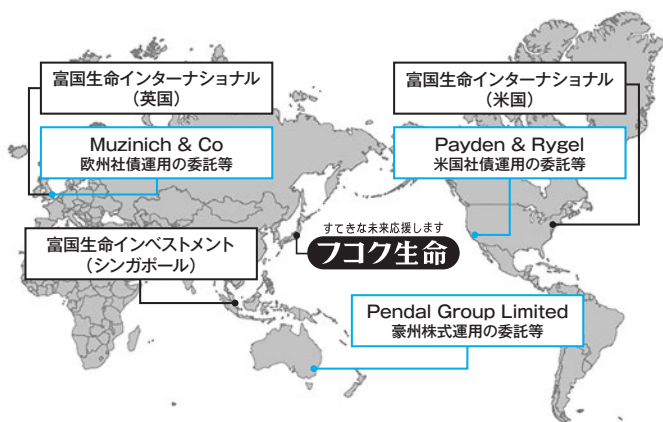
④資産運用における取組み

■グローバルな分散投資の深化

資産運用のさらなる差別化を図るため、ロンドン・ニューヨーク・シンガポールの海外運用3拠点の強化や、外部の資産運用会社との関係の強化を通じたグローバルな分散投資の深化に努めております。2020年7月には豪州の資産運用会社ペンダル社(本社:シドニー)とオセアニア地域の株式運用に係る覚書を締結しました。同社に豪州株式運用を委託するとともに、同社へのトレーニー派遣や資産運用に係る意見交換などを通じて、機関投資家としての目利き力強化に努めてまいります。

<ペンダル社との覚書の概要>

- ✓当社一般勘定資産における豪州株式運用の一部をペンダル社に委託
- ✓当社または当社の海外資産運用子会社からペンダル社への定期的なトレーニー派遣
- ✓アジアおよびオセアニア市場における資産運用に係る意見交換



■「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」提言への賛同

2020年6月に、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言へ賛同しました。今後も、気候変動を含む社会の持続可能性に影響を及ぼす様々な課題に対する問題意識を持ってESG投融資やスチュワードシップ活動の取組みを推進し、収益性の確保という受託者責任を果たしつつ、持続可能な社会の実現への貢献を目指してまいります。

■スチュワードシップ責任への取組み

主要投資先企業との「目的を持った対話」において、中長期的視点から状況の把握と認識の共有を図るとともに、企業価値向上に資するべく提言を行ったほか、対話の実効性をさらに高めるべく訪問企業全社を対象に当社の提言の有用性や対話の深度等に関するヒアリングを実施しました。対話の実施状況や議決権の行使などスチュワードシップ責任を果たすための取組状況(2019年度:2019年7月~2020年6月)について、「スチュワードシップ委員会」にて審議するとともに、活動全般にわたる議論を通じスチュワードシップ活動の実効性のさらなる向上に努めました。

<主な審議事項>

- ✓議決権行使のうち重要議案の賛否判断に関する事項
- ✓投資先企業との対話の実施状況
- ✓スチュワードシップ活動における利益相反防止態勢に関する事項
- ✓スチュワードシップ活動に関する社内規程等の改正案に関する事項
- その他、スチュワードシップ活動に関する事項

■PRI署名機関としてのESG投融資への注力

2020年度における主な取組みは以下の通りです。

環境(Environment)

ホンジュラスにおける適切な森林管理やアグロフォレストリー(樹木を植栽し、樹間で家畜・農作物を飼育・栽培する農林業)の導入等に充てられる債券への投資や、再生可能エネルギープロジェクトへの融資などを実施しました。

社会(Social)

債券投資を通じてコロナ禍における教育支援の重要性を発行者と投資家が共に提起する世界初の案件や、プライベートエクイティ投資を通じた社会・環境へのインパクト投資などに取り組みました。

企業統治(Governance)

スチュワードシップ活動において、対話のポイントとしてESG課題を組み入れ、主要投資先企業との「目的を持った対話」(エンゲージメント)に努めているほか、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスなどの観点を踏まえた議決権行使を行っております。

4.社員配当の状況

剰余金処分に関する決議書（125ページをご参照ください）のとおり、2020年度決算では当期末処分剰余金591億円のうち353億円を剰余金処分の対象としました。そのうちの327億円を社員配当準備金に繰り入れ、資本基盤の充実を図るために基金償却準備金24億円、損失填補準備金9千万円を積み立てました。

なお、定款に定める剰余金処分対象額に占める配当準備金等の割合の下限は100分の20となっており、2020年度決算の同割合は100分の100.0となります。

生命保険の社員配当金は、保険料の計算に組み込まれた予定と実績との差益をご契約者にお支払いするものです。

個人保険・個人年金保険の社員配当金は、

ア. ご契約後6年目から5年ごとに、あるいはご契約後3年目から毎年お支払いする「普通配当」

イ. 普通保険約款に規定する所定の条件を満たすご契約にお支払いする「特別配当」および「満期契約に対する長期継続特別配当」

で構成されています。

2020年度決算にもとづく社員配当

2020年度決算にもとづく社員配当率の概要は次のとおりです。

〈個人保険・個人年金保険〉

(1) 5年ごと配当契約

- ・利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・死差配当につきましては、2013年4月発売の特約組立型総合保険に対して引き上げとします。
- ・災害および疾病関係配当につきましては、2009年4月および2016年4月発売の医療保険に対して引き上げとします。
- ・費差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・毎年の健康特別配当につきましては、すえ置きとします。
- ・満期契約に対する長期継続特別配当(医療保障部分)につきましては、すえ置きとします。

(2) 5年ごと利差配当契約

- ・利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・5年ごと医療特別配当につきましては、引き上げとします。

- ・毎年の健康特別配当、5年ごと健康特別配当および5年ごと高額加算特別配当につきましては、すえ置きとします。
- ・満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)につきましては、すえ置きとします。
- ・満期契約に対する長期継続特別配当(医療保障部分)につきましては、すえ置きとします。

(3) 毎年配当契約

- ・利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・死差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・災害および疾病関係配当につきましては、すえ置きとします。
- ・費差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)につきましては、すえ置きとします。

上記のほかに、社員配当金特殊支払特則にもとづく増増保険金がある場合は、その金額をお支払いします。

〈団体年金保険〉

確定給付企業年金保険等は利差配当率を0.30%引き上げとし、その他の保険はすえ置きとします。

各保険種類の利差配当率は次のとおりです。

- ・予定利率1.30%の一般勘定取崩除型商品(確定給付企業年金保険、新企業年金保険(H14)および厚生年金基金保険(H14)) ……0.60%
- ・予定利率1.00%の商品(新企業年金保険、厚生年金基金保険、国民年金基金保険、団体生存保険および新団体生存保険) ……0.20%
- ・予定利率1.30%の拠出型企業年金保険(H14) ……0.20%
- ・有期利率保証型確定拠出年金保険 ……0.00%

〈新団体医療保険〉

健康経営を実施していると認定された団体に対して、危険差配当率を上乘せする健康経営配当を新設します。(詳細は33ページをご参照ください)

〈団体保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険(団体型)・団体就業不能保障保険〉

すえ置きとします。

医療パック特約組立型総合保険、医療パック定期付新積立型介護保険および生存給付金付定期保険について、2020年度決算にもとづく社員配当金を例示しますと次のとおりです。

〈例1〉医療パック特約組立型総合保険(5年ごと配当契約)

2016年度加入(経過5年)、男性、口座振替月払、

10年更新型定期保険特約 死亡保険金 2,000万円

介護保障特約 介護保険金 300万円

就業不能保障特約 就業不能年金 140万円

入院日額 6,000円の10年更新型5年ごと配当付医療保険(入院見舞給付特則付加)をパッケージ

ご加入年齢	年換算保険料 (月払保険料)	継続中のご契約の配当金
40歳	149,856 ^円 (12,488)	16,568 ^円
うち医療保険	30,672 ^円 (2,556)	2,568 ^円
50歳	263,256 ^円 (21,938)	43,816 ^円
うち医療保険	48,528 ^円 (4,044)	5,052 ^円

過去5年間に入院給付金のお支払いがないご契約の例示です。

経過年数は加入時から2021年度の契約応当日までの年数を示します。(例2以降も同様)

〈例2〉医療パック定期付新積立型介護保険(5年ごと利差配当契約)

2011年度加入(経過10年)、男性、口座振替月払、10年更新型定期保険特約を付加、

保険料払込中(60歳満了) 死亡保険金 3,000万円 + 新積立型介護保険の死亡給付金

保険料払込満了後 介護保険金 50万円

入院日額 6,000円の10年更新型5年ごと配当付医療保険をパッケージ

ご加入年齢	年換算保険料 (月払保険料)	継続中のご契約の配当金
40歳	172,824 ^円 (14,402)	90,354 ^円
うち医療保険	30,816 ^円 (2,568)	18,591 ^円
50歳	322,668 ^円 (26,889)	195,396 ^円
うち医療保険	49,320 ^円 (4,110)	35,196 ^円

保険期間を通じて入院給付金のお支払いがないご契約の例示です。

〈例3〉医療パック定期付新積立型介護保険(5年ごと利差配当契約)

2006年度加入(経過15年)、男性、口座振替月払、
 新積立型介護保険は終身払込、15年更新型定期保険特約を付加、
 第1保険期間(65歳満了) 死亡保険金 3,000万円 + 新積立型介護保険の死亡給付金
 第2保険期間 介護保険金 50万円
 入院日額 6,000円の15年更新型新医療保険(120日型、無事故給付金有)をパッケージ

ご加入年齢	年換算保険料 (月払保険料)	継続中のご契約の配当金
40歳	189,228 ^円 (15,769)	164,360 ^円
うち医療保険	37,368 ^円 (3,114)	30,093 ^円
50歳	368,916 ^円 (30,743)	377,841 ^円
うち医療保険	56,304 ^円 (4,692)	50,208 ^円

保険期間を通じて入院給付金のお支払いがないご契約の例示です。
 配当金のほかに、医療保険については無事故給付金として30,000円をお支払いします。

〈例4〉生存給付金付定期保険(毎年配当契約)

2006年度加入(経過15年)、15年満期、女性、口座振替月払、
 死亡保険金 1,000万円(主契約300万円、定期保険特約700万円)

ご加入年齢	年換算保険料 (月払保険料)	満期を迎える ご契約の配当金
20歳	102,552 ^円 (8,546)	11,413 ^円

配当金のほかに、生存給付金として30万円をお支払いします。保険期間中に入院見舞金のお支払いがないご契約については、無事故給付金として18,000円をお支払いします。

2020年度決算にもとづく2021年度支払いの配当金(前記の例1、例2、例3および例4)の計算方法は次のとおりです。

(1)5年ごと配当契約(例1および例2の医療保険部分)

①利差配当

責任準備金に次の配当率を乗じた金額。

2020, 2019, 2018, 2017, 2016年度決算	
2016年度契約	0.50%
2011年度契約	0.25%

②危険差配当

a. 死差配当

更新前後で区分した配当体系のもと、危険保険金に保険種類、生命表、被保険者の年齢・性別および配当回数の区分に応じた配当率を乗じた金額。

b. 災害および疾病関係配当

入院日額に保険種類、被保険者の年齢・性別および入院給付金の支払有無に応じた配当率を乗じた金額。

③費差配当

保険金、年金年額および入院日額に次の配当率を乗じた金額。 0.00%

④毎年の健康特別配当

契約日が2018年4月1日以前のご契約に対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に保険種類および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

各年度ごとに①、②および③の合計額を割り振り、利息を加えて通算し、④を合算します。ただし、合算した金額がマイナスとなる場合はゼロとします。

⑤満期契約に対する長期継続特別配当(医療保障部分)

2021年度に満期を迎える医療保険のうち、保険期間を通じて入院給付金のお支払いがない長期継続契約に対して、医療保障部分の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2011年度契約	20%
----------	-----

(2)5年ごと利差配当契約

(例2の定期付新積立型介護保険部分および例3)

①利差配当

各年度ごとに、責任準備金に次の配当率を乗じた金額を割り振り、これに利息を加えて合計した金額。

2020, 2019, 2018, 2017, 2016年度決算	
2011, 2006年度契約	0.25%

②特別配当

次のa、b、cおよびdの合計額。

a. 5年ごと健康特別配当

2021年度に5年ごとの応当日を迎えるご契約に

対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に生命表、被保険者の年齢・性別および経過年数に応じた配当率を乗じた金額。

b. 5年ごと医療特別配当

2021年度に5年ごとの応当日を迎える医療保険契約に対して、過去5年間に入院給付金のお支払いがない場合に、入院日額に保険種類および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

c. 毎年の健康特別配当

契約日が2018年4月1日以前のご契約に対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に保険種類、生命表および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

d. 5年ごと高額加算特別配当

2021年度に5年ごとの応当日を迎える、保険金額3,000万円以上かつ主契約が保険料払込中のご契約に対して、保険金に次の配当率を乗じた金額。

2011, 2006年度契約	
保険金額10万円につき	0円

①および②を合算し、マイナスとなる場合はゼロとします。

③満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)

主契約の契約日が1996年4月2日以降のご契約のうち、2021年度に満期を迎える長期継続契約に対して、定期保険特約の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2011年度契約	10%
2006年度契約	35%

④満期契約に対する長期継続特別配当(医療保障部分)

2021年度に満期を迎える医療保険のうち、保険期間を通じて入院給付金のお支払いがない長期継続契約に対して、医療保障部分の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2006年度契約	55%
----------	-----

(3)毎年配当契約(例4)

①利差配当

責任準備金に次の配当率を乗じた金額。

2006年度契約	0.40%
----------	-------

②危険差配当

a. 死差配当

更新前後で区分した配当体系のもと、危険保険金に保険種類、生命表、被保険者の年齢・性別および配当回数の区分に応じた配当率を乗じた金額。

b. 災害および疾病関係配当

特約保険金および入院日額に保険種類および被

保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

③費差配当

次のa、bおよびcの合計額。

a. 保険金に次の配当率を乗じた金額。

2006年度契約

保険金額100万円につき

生存給付金付定期保険部分 133円

定期保険特約部分 100円

b. 保険金額が2,000万円を超過する部分に対して、配当回数に応じた金額。

c. 2021年度に5年ごとの応当日を迎えるご契約に対して、保険金額が2,000万円を超過する部分に、保険金額10万円につき30円を乗じた金額。

①、②および③を合算し、マイナスとなる場合はゼロとします。

④満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)

主契約の契約日が1996年4月2日以降のご契約のうち、2021年度に満期を迎える長期継続契約に対して、定期保険特約の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2006年度契約 35%

上記のほかに、社員配当金特殊支払特則にもとづく買増保険金がある場合は、その金額をお支払いします。

【ご参考】2019年度決算にもとづく社員配当

2019年度決算では当期末処分剰余金579億円のうち341億円を剰余金処分の対象としました。そのうちの315億円を社員配当準備金に繰り入れ、資本基盤の充実を図るために基金償却準備金24億円、損失填補準備金9千万円を積み立てました。

なお、定款に定める剰余金処分対象額に占める配当準備金等の割合の下限は100分の20となっており、2019年度決算の同割合は100分の100.0となります。

2019年度決算にもとづく社員配当率の概要は次のとおりです。

〈個人保険・個人年金保険〉

(1)5年ごと配当契約

- ・利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・死差配当につきましては、2017年度決算において、「毎年の健康特別配当」に組み替えをおこなっており、2019年度決算配当率においてもゼロとします。
- ・災害および疾病関係配当につきましては、2009年4月および2016年4月発売の医療保険に対して引

き上げとします。

- ・費差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・毎年の健康特別配当につきましては、すえ置きとします。
- ・満期契約に対する長期継続特別配当(医療保障部分)を新設します。

(2)5年ごと利差配当契約

- ・利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・5年ごと医療特別配当につきましては、引き上げとします。
- ・毎年の健康特別配当、5年ごと健康特別配当および5年ごと高額加算特別配当につきましては、すえ置きとします。
- ・満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)につきましては、すえ置きとします。
- ・満期契約に対する長期継続特別配当(医療保障部分)を新設します。

(3) 毎年配当契約

- ・利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・死差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・災害および疾病関係配当につきましては、すえ置きとします。
- ・費差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)につきましては、すえ置きとします。

上記のほかに、社員配当金特殊支払特則にもとづく買増保険金がある場合は、その金額をお支払いします。

〈団体年金保険〉

確定給付企業年金保険等は利差配当率を0.20%引き下げとし、その他の保険はすえ置きとします。

各保険種類の利差配当率は次のとおりです。

- ・予定利率1.30%の一般勘定取崩控除型商品(確定給付企業年金保険、新企業年金保険(H14)および厚生年金基金保険(H14)) ……0.30%
- ・予定利率1.00%の商品(新企業年金保険、厚生年金基金保険、国民年金基金保険、団体生存保険および新団体生存保険) ……0.20%
- ・予定利率1.30%の抛外型企業年金保険(H14) ……0.20%
- ・有期利率保証型確定拠出年金保険 ……0.00%

〈団体保険・財形保険・財形年金保険・団体医療保障保険・団体就業不能保障保険〉

すえ置きとします。

医療パック特約組立型総合保険、医療パック定期付新積立型介護保険および生存給付金付定期保険について、2019年度決算にもとづく社員配当金を例示しますと次のとおりです。

〈例1〉医療パック特約組立型総合保険(5年ごと配当契約)

40歳加入、男性、口座振替月払、
 10年更新型定期保険特約 死亡保険金 2,000万円
 介護保障特約 介護保険金 300万円
 就業不能保障特約 就業不能年金 140万円
 入院日額 6,000円の10年更新型5年ごと配当付医療保険をパッケージ

ご加入年度(経過年数)	年換算保険料 (月払保険料)	継続中のご契約の配当金
2015年度(5年)	149,928 ^円 (12,494)	25,416 ^円
うち医療保険	30,744 ^円 (2,562)	9,013 ^円

過去5年間に入院給付金のお支払いがないご契約の例示です。

〈例2〉医療パック定期付新積立型介護保険(5年ごと利差配当契約)

40歳加入、男性、口座振替月払、10年更新型定期保険特約を付加、
 保険料払込中(60歳満了) 死亡保険金 3,000万円 + 新積立型介護保険の死亡給付金
 保険料払込満了後 介護保険金 50万円
 入院日額 6,000円の10年更新型5年ごと配当付医療保険をパッケージ

ご加入年度(経過年数)	年換算保険料 (月払保険料)	継続中のご契約の配当金
2010年度(10年)	172,824 ^円 (14,402)	89,718 ^円
うち医療保険	30,816 ^円 (2,568)	17,955 ^円

保険期間を通じて入院給付金のお支払いがないご契約の例示です。

〈例3〉医療パック定期付新積立型介護保険(5年ごと利差配当契約)

40歳加入、男性、口座振替月払、15年更新型定期保険特約を付加、
 保険料払込中(60歳満了) 死亡保険金 2,900万円 + 新積立型介護保険の死亡給付金
 保険料払込満了後 介護保険金 100万円
 入院日額 6,000円の15年更新型新医療保険(120日型、無事故給付金有)をパッケージ

ご加入年度(経過年数)	年換算保険料 (月払保険料)	継続中のご契約の配当金
2005年度(15年)	211,704 ^円 (17,642)	163,855 ^円
うち医療保険	37,368 ^円 (3,114)	29,973 ^円

保険期間を通じて入院給付金のお支払いがないご契約の例示です。
 配当金のほかに、医療保険については無事故給付金として30,000円をお支払いします。

〈例4〉生存給付金付定期保険(毎年配当契約)

20歳加入、15年満期、女性、口座振替月払、
 死亡保険金 1,000万円(主契約300万円、定期保険特約700万円)

ご加入年度(経過年数)	年換算保険料 (月払保険料)	満期を迎える ご契約の配当金
2005年度(15年)	102,552 ^円 (8,546)	11,413 ^円

配当金のほかに、生存給付金として30万円をお支払いします。保険期間中に入院見舞金のお支払いがないご契約については、無事故給付金として18,000円をお支払いします。

(注)経過年数は加入時から2020年度の契約応当日までの年数を示します。

2019年度決算にもとづく2020年度支払いの配当金(前記の例1、例2、例3および例4)の計算方法は次のとおりです。

(1)5年ごと配当契約(例1および例2の医療保険部分)

①利差配当

責任準備金に次の配当率を乗じた金額。

2019, 2018, 2017, 2016, 2015年度決算	
2015年度契約	0.50%
2010年度契約	0.25%

②危険差配当

a. 死差配当

更新前後で区分した配当体系のもと、危険保険金に被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

b. 災害および疾病関係配当

入院日額に保険種類、被保険者の年齢・性別および入院給付金の支払有無に応じた配当率を乗じた金額。

③費差配当

保険金、年金年額および入院日額に次の配当率を乗じた金額。 0.00%

④毎年の健康特別配当

契約日が2018年4月1日以前のご契約に対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に保険種類および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

各年度ごとに①、②および③の合計額を割り振り、利息を加えて通算し、④を合算します。ただし、合算した金額がマイナスとなる場合はゼロとします。

⑤満期契約に対する長期継続特別配当(医療保障部分)

2020年度に満期を迎える医療保険のうち、保険期間を通じて入院給付金のお支払いがない長期継続契約に対して、医療保障部分の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2010年度契約	20%
----------	-----

(2)5年ごと利差配当契約

(例2の定期付新積立型介護保険部分および例3)

①利差配当

各年度ごとに、責任準備金に次の配当率を乗じた金

額を割り振り、これに利息を加えて合計した金額。

2019, 2018, 2017, 2016, 2015年度決算

2010, 2005年度契約	0.25%
----------------	-------

②特別配当

次のa、b、cおよびdの合計額。

a. 5年ごと健康特別配当

2020年度に5年ごとの応当日を迎えるご契約に対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に生命表、被保険者の年齢・性別および経過年数に応じた配当率を乗じた金額。

b. 5年ごと医療特別配当

2020年度に5年ごとの応当日を迎える医療保険契約に対して、過去5年間に入院給付金のお支払いがない場合に、入院日額に保険種類および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

c. 毎年の健康特別配当

契約日が2018年4月1日以前のご契約に対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に保険種類、生命表および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

d. 5年ごと高額加算特別配当

2020年度に5年ごとの応当日を迎える、保険金額3,000万円以上かつ主契約が保険料払込中のご契約に対して、保険金に次の配当率を乗じた金額。

2010, 2005年度契約	
保険金額10万円につき	0円

①および②を合算し、マイナスとなる場合はゼロとします。

③満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)

主契約の契約日が1996年4月2日以降のご契約のうち、2020年度に満期を迎える長期継続契約に対して、定期保険特約の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2010年度契約	10%
2005年度契約	35%

④満期契約に対する長期継続特別配当(医療保障部分)

2020年度に満期を迎える医療保険のうち、保険期間を通じて入院給付金のお支払いがない長期継続

契約に対して、医療保障部分の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2005年度契約 55%

買増保険金がある場合は、その金額をお支払いします。

(3) 毎年配当契約(例4)

①利差配当

責任準備金に次の配当率を乗じた金額。

2005年度契約 0.40%

②危険差配当

a. 死差配当

更新前後で区分した配当体系のもと、危険保険金に保険種類、生命表、被保険者の年齢・性別および配当回数の区分に応じた配当率を乗じた金額。

b. 災害および疾病関係配当

特約保険金および入院日額に保険種類および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

③費差配当

次のa、bおよびcの合計額。

a. 保険金に次の配当率を乗じた金額。

2005年度契約

保険金額100万円につき

生存給付金付定期保険部分 133円

定期保険特約部分 100円

b. 保険金額が2,000万円を超過する部分に対して、配当回数に応じた金額。

c. 2020年度に5年ごとの応当日を迎えるご契約に対して、保険金額が2,000万円を超過する部分に、保険金額10万円につき30円を乗じた金額。

①、②および③を合算し、マイナスとなる場合はゼロとします。

④満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)

主契約の契約日が1996年4月2日以降のご契約のうち、2020年度に満期を迎える長期継続契約に対して、定期保険特約の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2005年度契約 35%

上記のほかに、社員配当金特殊支払特則にもとづく

5.直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	743,169	749,706	718,300	741,870	701,198
経常利益	54,113	56,469	53,315	48,899	88,115
基礎利益	88,938	97,495	91,292	83,473	84,351
当期純剰余	36,674	40,868	36,834	34,113	35,427
基金の総額	116,000	116,000	116,000	128,000	128,000
総資産	6,565,647	6,626,609	6,684,576	6,790,871	7,157,940
うち特別勘定資産	75,678	82,347	71,585	84,658	104,979
責任準備金残高	5,533,544	5,578,187	5,613,583	5,694,979	5,729,511
貸付金残高	627,722	593,734	561,138	565,473	568,091
有価証券残高	5,369,678	5,458,790	5,567,876	5,344,665	5,954,789
ソルベンシー・マージン比率	1,214.8%	1,081.2%	1,189.7%	1,290.8%	1,261.6%
剰余金処分対象額に占める 配当準備金等の割合	100.2%	100.1%	100.0%	100.0%	100.0%
従業員数	12,644名	12,654名	12,689名	13,184名	13,468名
保有契約高	43,102,531	42,507,060	42,466,826	42,490,790	42,300,588
個人保険	23,160,629	22,765,349	22,608,066	22,429,565	22,401,866
個人年金保険	2,790,329	2,668,498	2,552,318	2,456,005	2,362,478
団体保険	17,151,572	17,073,212	17,306,441	17,605,218	17,536,242
団体年金保険保有契約高	2,156,760	2,180,382	2,189,002	2,233,471	2,261,054

(注) 1. 基金の総額には、基金償却積立金を含んでいます。

2. 剰余金処分対象額に占める配当準備金等の割合とは、保険業法施行規則第30条の4の規定により計算した金額に占める社員配当準備金及び社員配当平衡積立金に積み立てる金額の合計額の割合です。

3. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額を合計したものです。

4. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。